

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第152条第1項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合長職務代理者を次のとおり定める。

平成29年3月22日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

- 1 広域連合長職務代理者の職名及び氏名
秋田県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
副広域連合長 佐々木 哲 男
- 2 期間
平成29年4月2日から平成29年4月9日まで
- 3 公印
秋田県後期高齢者医療広域連合長印を使用する。